

長野県福祉系高校修学資金貸付規程

〔沿革〕 3.7.20 制定

（目的）

第1条 この規程は、今後必要となる介護人材等を着実に確保していくため、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸し付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「貸付対象者」とは、第3条に規定する貸付を受けることができる者をいう。

2 この規程において「貸付の仮決定」とは、第6条第1項の選考後、福祉系高校の長からの合否報告の後の第4条に規定する選考による決定までの間の決定予約をいう。

（貸付対象者、貸付期間及び貸付額）

第3条 貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- (1) 貸付対象者 福祉系高校に在学する者
- (2) 貸付期間 福祉系高校に在学する期間
- (3) 貸付額 修学準備金 入学時の貸付に限り 30,000 円以内
介護実習費 一年度当たり 30,000 円以内
国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内
就職準備金 卒業時の貸付に限り 200,000 円以内

（選考）

第4条 貸付対象者の選考については、選考委員会を設置し、これを行うものとする。

2 選考委員会の構成及び選考基準については、別に定めるものとする。

（利子）

第5条 貸付する修学資金の利子は、無利子とする。

（貸付の申請）

第6条 修学資金の貸付対象者は、福祉系高校修学資金貸付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添え、当該高等学校の長を経由して、社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者と生計を一にする家族の所得証明書（第2項第1号に掲げる期間の申請する場合にあっては市町村発行の前年分のもの、同項第2号に掲げる期間の申請する場合にあっては、

市町村発行の前々年分のもの)

(2) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票

(3) 当該高等学校の長の推薦状(様式第2号)

2 前項に規定する申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認めたときは、提出の期間を別に定めることができる。

(1) 第1期 当該貸付年度の前年度の12月1日から12月28日までとする

(2) 第2期 当該貸付年度の4月1日から4月20日までとする

3 前項第1号の場合は、申請書に添付する書類のうち第1項第3号の書類に替えて、貸付者が中学生である場合は中学校の長の推薦状(様式第2号の2)を提出するものとする。

4 第2項第1号の申請書を提出した者は、同項第2号の申請書を提出することができないこととする。ただし、家庭の経済状況等に著しい変動があると理事長が認めたときはこの限りではない。

(貸付の仮決定等)

第7条 理事長は、第6条第2項第1号に規定する期間に申請書を受理したときは第4条の規定による選考を行った上、修学資金の貸付を仮決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により貸付の仮決定をしたときは、その結果を福祉系高校修学資金貸付仮決定通知書(様式第3号の2)又は福祉系高校修学資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知することとし、当該高等学校の長には仮決定を受けた申請者名簿を通知するものとする。

3 当該高等学校の長は、理事長に仮決定の申請者の合否の報告をしなければならない。

(貸付の決定等)

第8条 理事長は、第7条に規定する仮決定の申請者の合格の報告を受理したとき、また第6条第2項第2号に規定する期間に申請書を受理したときは、第4条の規定による選考を行った上、修学資金の貸付を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により貸付の決定をしたときは、その結果を、福祉系高校修学資金貸付決定通知書(様式第3号)又は福祉系高校修学資金貸付不承認決定通知書(様式第4号又は第4号の2)により、当該高等学校の長を経由して申請者に通知するものとする。

3 修学資金の貸付決定通知書を受けた者は、遅滞なく、福祉系高校修学資金振込依頼及び連帯保証人届(様式第5号)及び誓約書(様式第6号)を、当該高等学校の長を経由して理事長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第9条 修学資金の貸付対象者は、法定代理人1名が連帯保証人となることとし、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

2 連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届(様式第7号)により理事長の承認を受けなければならない。

(修学資金の交付)

第10条 理事長は、第6条第3項の規定による振込依頼及び連帯保証人届に記載された貸付対象者

名義の金融機関に、年度毎まとめて振込むものとする。

ただし、特別の事情があるときは、変更をすることができる。

（貸付契約の解除及び貸付の休止）

第 11 条 理事長は、貸付を受けている者（以下「被貸付者」という。）が次の各号の一に該当するに至ったと認めるとき、又は被貸付者が修学資金の貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

- （1） 退学したとき
- （2） 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
- （3） 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき
- （4） 死亡したとき
- （5） その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

2 理事長は、前項の規定により修学資金の貸付の契約を解除したときは、被貸付者及び当該福祉系高校に対して通知するものとする。

（貸付の休止）

第 12 条 理事長は、被貸付者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付けを行わないものとする

（借用証書の提出）

第 13 条 被貸付者は福祉系高校を卒業する日までに、貸付契約を解除された場合にあっては解除された日から、14 日以内に福祉系高校修学資金等借用証書（様式第 8 号）を、当該高等学校の長を経由して、理事長に提出しなければならない

（返還債務の当然免除）

第 14 条 理事長は、被貸付者が次の各号に該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

- （1） 福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、長野県の区域内において、居宅サービス等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第 2 条第 2 項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3 年（以下、「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、貸付けを受けた長野県の区域外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入することとする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、そ

の他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。
- 2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、理事長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、本規定における「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替える。
- 3 第1項第1号に規定する3年の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上とする。
なお、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所等の登録機関を含めるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は、1の期間として計算し、通算しないものとする。
- 4 前各項の規定により修学資金の返還免除を受けようとする場合、福祉系高校修学資金等返還免除申請書（様式第9号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。
- 5 理事長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認又は不承認を決定した旨を通知するものとする。

（返還）

- 第15条 被貸付者が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付を受けた期間の2倍に相当する期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、理事長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。
- (1) 貸付契約が解除されたとき
 - (2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき
 - (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、長野県の区域内において介護職員等の業務に従事しなかったとき
 - (4) 長野県の区域内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
 - (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- 2 前項の規定により修学資金を返還する者は、その事由が発生した日から14日以内に、福祉系高校修学資金等返還届（様式第10号）を、理事長に提出しなければならない。
 - 3 修学資金の返還は、月賦均等払い又は半年賦均等払いの方法によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。
 - 4 修学資金の返還は、原則として指定日に指定の口座へ振込の方法で行うものとする。

（福祉系高校修学資金後進学した場合の取扱い）

- 第16条 福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下「大学等」という。）に進学した場合、大学等を卒業するまでの間、第13条及び第14条における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒

業した日」に読み替える。なお、この場合、介護福祉士の登録の有無は問わないこととする。

(返還の猶予)

第 17 条 理事長は、被貸付者が貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき、貸付額に係る返還の債務の履行を当然猶予するものとする。

2 理事長は、被貸付者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を裁量猶予できるものとする。

(1) 県内で介護職員等の業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

3 前二項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、福祉系高校修学資金等返還猶予申請書（様式第 11 号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認又は不承認を決定した旨を通知するものとする。

5 理事長は、修学資金の返還債務の履行の猶予を受けた者が、第 1 項及び第 2 項各号に掲げる事由に該当しなくなったと認めるときは、返還債務の履行猶予の決定を取り消すものとする。

(返還の裁量免除)

第 18 条 理事長は、被貸付者が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務の一部又は全部を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったとき 返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき 返還の債務の額の全部又は一部

(3) 県内において貸付を受けた期間以上、介護職員等の業務に従事したとき 返還の債務の額の一部

(延滞利子)

第 19 条 理事長は、被貸付者が正当な理由がなく貸付額を返還期限までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に応じ年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出の義務)

第 20 条 被貸付者又は連帯保証人は、被貸付者が休学、停学、復学、退学若しくは卒業したとき、又は修学資金の貸付を辞退するときは、遅滞なくその旨を休学（停学・復学・退学・卒業）福祉系高校修学資金辞退届（様式第 12 号）により、当該高等学校の長を経由して、理事長に届け出なければならない。

- 2 被貸付者又は連帯保証人は、修学資金返還前に本人の氏名、住所、勤務場所その他重要な事項に異動があったときは、遅滞なくその旨を異動届（様式第 13 号）により理事長に届け出なければならない。

第 21 条 被貸付者（第 14 条の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けている者を除く。以下同じ。）は福祉系高校を卒業した日の属する年の 4 月 30 日現在の就業の状況について同年 5 月 10 日までに、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 県内において介護職員等の業務に従事している者であるとき 業務従事届（様式第 14 号）
 - (2) 前号に該当する者以外の者であるとき 未就業者現況届（様式第 15 号）
- 2 前項第 2 号に該当する者が、県内において介護職員等の業務に従事することとなったときは、速やかに前項第 1 号に規定する業務従事届を理事長に届け出なければならない。
 - 3 被貸付者が福祉系高校を卒業した日の属する年の翌年以降、引き続き県内において介護職員等の業務に従事しているときは、返還債務が免除されるまでの間、毎年 4 月 30 日現在の就業の状況について、その年の 5 月 10 日までに第 1 項第 1 号に規定する業務従事届を理事長に届け出なければならない。
 - 4 被貸付者が業務従事先を変更したときは、第 20 条第 2 項の規定による異動届並びに前項の規定による業務従事届及び前職に係る業務従事期間証明書（様式第 16 号）を理事長に提出しなければならない。

（福祉系高校の協力）

第 22 条 理事長は、被貸付者が所属する高等学校の長に対し、次の各号の事務について協力を求めるものとする。

- (1) 学生に対し制度の周知を図ること
- (2) 提出前の申請書等を取りまとめること
- (3) 貸付決定等を学生に伝達すること
- (4) 被貸付者の退学、休学、停学、復学、留年、学業不振並びに在学中の死亡、心身の故障について遅滞なく理事長に通知すること
- (5) 被貸付者に対し、在学中及び卒業時において各種届出の指導を行うこと
- (6) その他理事長の求めに応じて、必要な情報を提供すること

（実施細目）

第 23 条 この規程に定めるもののほか、貸付事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 20 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

福祉系高校修学資金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

		※貸付番号及び貸付開始年月	
		年 月	
高等学校名			
	第 学年	入学年月	年 月
フリガナ			
氏 名	印		
生年月日	年 月 日生 (歳)		

福祉系高校修学資金の貸付を次のとおり申請します。

住所及び 電話番号		〒 電話 ()	
貸 付 を 希 望 す る 金 額 等	修学準備金	円 (入学時の貸付に限り 3 万円以内)	
	介護実習費	円 × 年分 計 円 (一年度あたり 3 万円以内)	
	国家試験 受験対策費用	円 × 年分 計 円 (一年度あたり 4 万円以内)	
	就職準備金	円 (卒業時の貸付に限り 20 万円以内)	
	合 計	円	
卒業後の希望 就職先		第一希望	
		第二希望	

備考 1 太枠の中のみ記入し、※印の欄には、記入しないでください。

2 卒業後の希望就職先には、施設の種別等を記入してください。

保護者又は配偶者の住所及び電話番号	〒 (電話 ())		
家 族 (同一生計の家族全員を記載)			
続柄	氏 名	年 齢	勤務先又は職業 ※学生の場合は、当該貸付申請年度の 4 月時点での公立・私立・学年を記入し、自宅外(下宿等)の場合はその旨も記載すること
本人			

(添付書類)

- ・ 市町村が発行する最新の所得・課税・扶養証明書
- ・ 同一生計の家族全員の住民票
- ・ 推薦状 (様式第 2 号)

推 薦 状

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

高等学校の所在地

(電話 ())

高等学校の名称

高等学校の長の職及び氏名

印

下記の者は、福祉系高校修学資金の貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦します。

学 年	
氏 名	
所 見 (人物・成績等)	
推薦理由	

(注) 所見欄の記載にあたっては、高等学校の成績証明書の評価等を参考として、可能な限り客観的に学業成績が判断できる記述をお願いします。

推 薦 状

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

中学校の所在地

(電話 ())

中学校の名称

中学校の長の職及び氏名



下記の者は、福祉系高校修学資金の貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦します。

学 年	
氏 名	
所 見 (人物・成績等)	
推薦理由	

(注) 所見欄の記載にあたっては、中学校の成績証明書の評価等を参考として、可能な限り客観的に学業成績が判断できる記述をお願いします。

福祉系高校修学資金貸付決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
理事長 印

年 月 日付をもって申請された福祉系高校修学資金を下記のとおり貸付します。

記

貸付番号	
修学準備金	金 円
介護実習費 (年額)	金 円
国家試験受験対策費用 (年額)	金 円
就職準備金	金 円
貸付予定期間	年 月分から 年 月分まで (か月分)
貸付方法	希望する金融機関への口座振込みとする。
養成施設名	
その他	

福祉系高校修学資金貸付仮決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
理事長 印

年 月 日付をもって申請された福祉系高校修学資金を下記のとおり貸付の
仮決定をします。

記

貸付番号	
修学準備金	金 円
介護実習費 (年額)	金 円
国家試験受験対策費用 (年額)	金 円
就職準備金	金 円
貸付予定期間	年 月分から 年 月分まで (か月分)
貸付方法	希望する金融機関への口座振込みとする。
養成施設名	
その他	

(様式第 4 号)

福祉系高校

福祉系高校修学資金貸付不承認決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
理事長 印

年 月 日付をもって申請された福祉系高校修学資金について、次の理由により貸付することを不承認と決定しましたので通知します。

記

不承認決定の理由

福祉系高校修学資金貸付不承認決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
理事長 印

年 月 日付をもって申請され、仮決定しました福祉系高校修学資金について、
次の理由により貸付することを不承認と決定しましたので通知します。

記

不承認決定の理由

福祉系高校修学資金振込依頼及び連帯保証人届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号

住 所 〒

氏 名 印

(電話 ())

年 月 日付をもって貸付決定通知のあった福祉系高校修学資金について、下記のとおり届出します。

記

振込口座	金融機関 支店名		
	預金区分	1 普通預金 口座番号 ()	
	口座番号	2 その他 口座種別 () 口座番号 ()	
	フリガナ		
連帯保証人	名義人氏名		
	本人との関係		捺印
	フリガナ		
	氏 名		
	住 所		
	電 話 番 号		
	勤 務 先	名 称 住 所 電話番号	

(注) 1 法定代理人1名が連帯保証人となることとし、被貸付者と連帯して債務を負担するものとする。

2 連帯保証人は、印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

(添付書類)

- ・連帯保証人の印鑑証明書
- ・連帯保証人が相応の資力を有することを証明する書類(市町村が発行する所得証明書等)ただし、事前に提出した者は除く。

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

申請者

貸付番号

住所 〒

氏名



連帯保証人

住所 〒

氏名



私は、福祉系高校修学資金の貸付を受けるにつきましては、長野県福祉系高校修学資金貸付規程を遵守し、介護福祉士となった後は、県内において継続して業務に従事することを誓います。

なお、規程第 15 条により福祉系高校修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに貸付を受けた福祉系高校修学資金を確実に返還します。

(注) 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

連帯保証人変更届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号

被貸付者住所 〒

被貸付者氏名

㊞

(電話 ())

新連帯保証人氏名

㊞

下記のとおり、連帯保証人を変更しますので承認してください。

記

旧連帯保証人の氏名		
新連帯保証人の 住所・氏名・勤務先	氏 名 (本人との関係) 住 所 〒 (電 話 ()) 勤務先 (勤務先電話番号 ())	捺 印
変 更 の 理 由		

(注) 1 被貸付者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人とし、もう1名は独立の生計を営み相応の資力を有する身元の確実な成年者(市町村の住民税が課税されている者)とすること。

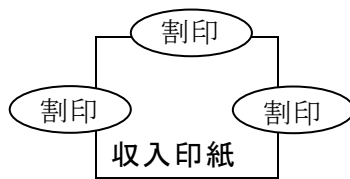
2 連帯保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

(添付資料)

- ・ 変更後の連帯保証人の印鑑証明書
- ・ 変更後の連帯保証人が相応の資力を有することを証明する書類(市町村が発行する所得証明書等)ただし、事前に提出した者は除く。

福祉系高校修学準備金借用証書



年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号		
養成施設名		
被貸付者の住所	〒 (電話 ())	
フリガナ		生年月日
氏 名	㊦	年 月 日 (歳)

私は、次のとおり福祉系高校修学資金の貸付を受けました。この資金は、長野県福祉系高校修学資金貸付規程等の規定に従い返還します。

借用金額	円	修学準備金	円
		介護実習費	円
		国家試験受験対策費用	円
		就職準備金	円
借用期間	年 月 から 年 月 までの 箇月		

連帯保証人 住 所

被貸付者との関係

氏 名 ㊦

(電話 ())

私は、被貸付者に上記のとおり履行させるとともに、万一被貸付者が履行しない場合は、その債務を負担します。

(注) 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

福祉系高校修学資金借用証書にかかわる収入印紙の税額表

借 用 金 額	印 紙 税 額
1 万円以上 1 0 万円以下	2 0 0 円
1 0 万円を超え 5 0 万円以下	4 0 0 円
5 0 万円を超え 1 0 0 万円以下	1 , 0 0 0 円
1 0 0 万円を超え 5 0 0 万円以下	2 , 0 0 0 円

福祉系高校修学資金返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号			
被貸付者の住所	〒 (電話 ())		
フリガナ		生年月日	
氏 名	㊦	年 月 日 (歳)	

長野県福祉系高校修学資金貸付規程等の規定により、福祉系高校修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

高等学校名	所在地			
	名 称			
	卒業等年月日			
借用期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	借用金額	円	
		返還済額	円	
返還猶予を受けた期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	返還免除済額	円	
		返還免除申請額	円	
申請理由	1 介護職員等の業務に従事 (3年・その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他 ()	理由発生 年月日		
現在の就業先 又は在学先	所在地 及び電話番号	〒 (電話 ())		
	名 称			
卒業後の 状況	期間	就業先又は進学先	所在地	
	年 月 まで・現在 年 箇月		県 内 外	
	年 月 まで・現在 年 箇月		県 内 外	
備考				

(添付書類)

- ・申請理由を証明する書類 (1の場合は様式第14号)

福祉系高校修学資金返還届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

申請者
貸付番号
住所 〒

氏名 印

連帯保証人
住所 〒

氏名 印

長野県福祉系高校修学資金貸付規程第 15 条による福祉系高校修学資金の返還について、
次のとおり届け出ます。

貸付総額 (A)	円 (貸付期間 年 月から 年 月まで)
免除承認額 (B)	円
返還債務額 (A－B)	円
返還方法 1 一括払い 返還日 年 月 日 2 月賦均等払い (回払い) (1 回の返還額 円) 3 半年賦均等払い (回払い) (1 回の返還額 円) (いずれかの方法に○を記入してください。)	
返 還 期 間	年 月から 年 月まで

(注) 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

福祉系高校修学資金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号			
被貸付者の住所	〒 (電話 ())		
フリガナ		生年月日	
氏 名	㊦	年 月 日 (歳)	

長野県福祉系高校修学資金貸付規程等の規定により、福祉系高校修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

養成施設名	所在地			
	名 称			
	卒業等年月日			
借用期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	借用金額	円	
		返還済額	円	
返還猶予を求 める期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	返還免除済額	円	
		返還猶予申請額	円	
申請理由	1 返還免除対象業務に従事 2 在学中 3 被災 4 心身の故障 5 その他 ()		理由発生 年月日	
現在の就業先 又は在学先	所在地 及び電 話番号	〒 (電話 ())		
	名 称			
卒業 後の 状況	期間		就業先又は進学先	所在地
	年 月 まで・現在	年 箇月		県 内 外 県 外
	年 月 まで・現在	年 箇月		県 内 外 県 外
備考				

(添付書類)

- ・申請理由を証明する書類

休学（停学・復学・退学・卒業）

届

福祉系高校修学資金辞退

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号

住 所 〒

氏 名

印

（電話 （ ） ）

下記のとおり休学（停学・復学・退学・卒業）（福祉系高校修学資金を辞退）しました。
（します。）

記

期日又は期間	
理 由	
本 届 記 入 者	本人 連帯保証人（ ）

上記について証明します。

年 月 日

高等学校名

高等学校長名

印

異動届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号

住 所 〒

氏 名 ㊞

(電話 ())

下記のとおり、異動がありました。

記

異動年月日	年 月 日	
異動の内容	異動前	
	異動後	
本届記入者	本人 連帯保証人 ()	

(添付書類)

- ・ 異動事由を証明する書類

業務従事届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号			
被貸付者の住所	〒 (電話 ())		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	㊟	年 月 日 (歳)	
介護福祉士 登録状況	登録年月日 年 月 日 登録番号 第 号		

業務 従事先	所在地及び 電話番号	〒 (電話 ())
	施設名又は 所属団体名	
	職 種	
業務従 事期間	年 月 日 から	

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）名

施設等の長の職及び氏名



未就業者現況届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号
住所 〒

氏 名 ㊞
(電話 ())

下記のとおり届け出ます。

記

資格取得状況			
卒業 年月日	年 月 日	就業予定 年月日	年 月 日
現 況			

(注) 現況欄には、就業の希望があるが、就業できない現況(理由)を、また就業希望施設等がある場合には、その現況等を記入すること。

業務従事期間証明書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号		
住 所	〒 (電話 ())	
フリガナ		生年月日
氏 名	㊦	年 月 日 (歳)

上記の者は、次のとおり介護職員等の業務に従事していたことを証明します。

業務 従事先	所在地及び 電話番号	〒 (電話 ())
	施設名又は 所属団体名	
	職 種	
業務従 事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (年 箇月)	

年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）名

施設等の長の職及び氏名

㊦